

## 別紙5 彦根城世界遺産登録にかかる庁内連絡調整会議設置規程（内規）

### （設置）

第1条 彦根城世界遺産登録の実現に向けて、庁内の連絡調整を行うため、彦根城世界遺産登録にかかる庁内連絡調整会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

### （連絡調整事項）

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項の連絡調整を行うものとする。

- （1）彦根城の価値の証明に関すること。
- （2）構成資産や緩衝地帯等の保存管理に関すること。
- （3）構成資産や緩衝地帯等の活用および市民啓発・情報発信に関すること。
- （4）彦根城世界遺産登録にかかる庁内の体制に関すること。
- （5）その他、彦根城世界遺産登録の実現に向けて必要な業務に関すること。

### （組織）

第3条 庁内会議は、市長が統括し、副市長、教育長ならびに別表第1に掲げる者で組織する。

### （会議）

第4条 庁内会議は市長が招集し、情報の共有や意見交換等を行う。

- 2 庁内会議の開催は、構成員の半数以上の出席を必要とする。
- 3 庁内会議に市長が出席できない場合は副市長が統括し、市長・副市長が出席できない場合は教育長が統括する。
- 4 別表1に掲げる者が会議に出席できない場合は、それぞれの部署から代理の者を出席させることができる。
- 5 市長は、必要に応じて、庁内会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （ワーキング会議）

第5条 庁内会議の下に、第2条に掲げた事項の詳細な連絡調整を行うためのワーキング会議を設置する。

- 2 ワーキング会議は、別表第2に掲げる所属長で組織し、所属長がワーキング会議に出席できない場合は、それぞれの所属から代理の者を出席させることができる。
- 3 ワーキング会議には定足数を設けない。議事の内容に応じて、関係する所属長が参加する。また、ワーキング会議には、必要に応じて、関係者が出席することができる。
- 4 ワーキング会議の結果については、適宜、庁内会議で報告する。

### （庶務）

第6条 庁内会議（ワーキング会議を含む。）の庶務は、彦根城世界遺産登録推進課ならびにシティプロモーション推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、庁内会議ならびにワーキング会議の運営に必要な事項は、それぞれの会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

この規定は、平成30年12月21日から施行する。

別表第1(第3条関係)

- ・市長直轄組織参事(総括)
- ・市長直轄組織参事(世界遺産登録を推進するまちづくり担当)
- ・企画振興部長
- ・産業部長
- ・都市建設部長
- ・文化財部長

別表第2(第5条関係)

- ・市長直轄組織 シティプロモーション推進課長
- ・企画振興部 企画課長、国体準備室長
- ・産業部 観光企画課長
- ・都市建設部 道路河川課長、都市計画課長、建築指導課長、交通対策課長
- ・文化財部 文化財課長、彦根城世界遺産登録推進課長